

令和4年度

定期監査報告書

塩尻市監査委員

目 次

第 1	監査実施期日及び監査対象課等	1
第 2	監査の範囲	3
第 3	監査の方法及び主眼	3
第 4	令和 4 年度上半期予算執行状況	4
第 5	監査の結果	9
1	概 要	9
2	総 務 部	12
3	企 画 政 策 部	16
4	市民生活事業部	18
5	健康福祉事業部	20
6	産業振興事業部	22
7	建設事業部	25
8	生涯学習部	26
9	こども教育部	28
10	水道事業部	32
11	そ の 他	34
	（会計課， 議会事務局， 選挙管理委員会事務局， 監査委員 公平委員会事務局（固定資産評価審査委員会書記）， 農業 委員会事務局	
第 6	その他全庁的な監査所見	36

第1 監査実施期日及び監査対象課等

実施期日	監査対象課等
10月31日(月)	文化財課 選挙管理委員会事務局 デジタル戦略課 税務課 債権管理課
11月1日(火)	建築住宅課 都市計画課 建設課 地域づくり課 観光課
11月7日(月)	福祉課 健康づくり課・新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室 企画課 檜川保育園
11月9日(水)	こども課 農業委員会事務局 生活環境課・衛生センター 社会教育スポーツ課 監査委員・公平委員会事務局(固定資産評価審査委員会書記)
11月14日(月)	市民交流センター・図書館 長寿課 家庭支援課 教育総務課 塩尻中学校
11月16日(水)	総務人事課 産業政策課 平出博物館 秘書広報課 先端産業振興室

11月17日(木)	上水道課 議会事務局 農林課 市民課
11月21日(月)	危機管理課 公共施設マネジメント課 財政課 【現地調査】 (1) 中央本線洗馬・日出塩間242km610m付近日出塩跨線橋補修工事の施行に関する協定(建設課) (2) 令和3年度 地方創生道整備推進交付金事業林道桑崎線無名橋補修工事代(農林課) (3) 令和4年度 旧檜川支所及び市立図書館檜川分館除却工事(檜川支所) (4) 令和3年度 道路災害復旧工事 市道橋戸線工事代(建設課)
11月25日(金)	下水道課・浄化センター 会計課

第2 監査の範囲

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により、一般会計、特別会計及び公営企業会計の令和4年度上半期（4月～9月）の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうか、その他必要と認められるものについては、事務事業の執行に係る工事の設計、施工等が適正に行われているかどうか、補助金の内容が適切であるかどうかなどについて監査を実施した。

第3 監査の方法及び主眼

令和4年度定期監査実施計画に基づき、あらかじめ各課等から事務事業の概要、上半期の事業概要（事業名、事業の進捗状況、予算の執行状況、成果等）、下半期の事業概要、各課等における事業課題、問題点等、監査等に係る要望、指導、指摘事項等に対する措置状況などを記載した定期監査調書、工事請負費の執行状況に関する調べ、負担金・補助及び交付金に関する調べ、事業委託料に関する調べ、その他関係書類の提出を求めた。

監査に当たっては、「業務改善を図ること」や「業務リスクから職員を守ること」を念頭に、提出された調書、関係書類等に基づいて、所属長及び関係職員から説明を聴取し、地方自治法第2条第14項及び第15項並びに地方財政法第2条第1項及び第4条の規定により、事務事業が効果的かつ経済的に執行されているか、また、組織及び運営の執行が合理的に行われているかなどを主眼に監査を実施した。

第4 令和4年度 上半期予算執行状況

1 一般会計

R4.9.30現在
(R3.9.30現在)

歳 入				歳 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
市 税	9,803,514 (9,412,638)	5,869,068 (5,654,420)	59.87 (60.07)	議 会 費	192,938 (195,683)	95,796 (99,064)	49.65 (50.62)
地方譲与税	299,072 (280,500)	94,019 (95,841)	31.44 (34.17)	総 務 費	4,174,427 (3,822,066)	1,358,220 (1,204,083)	32.54 (31.50)
利子割交付金	4,000 (7,000)	1,676 (3,072)	41.90 (43.89)	民 生 費	10,838,405 (9,786,651)	4,909,938 (4,383,435)	45.30 (44.79)
配当割交付金	38,000 (34,000)	11,731 (9,876)	30.87 (29.05)	衛 生 費	1,920,181 (2,172,001)	707,084 (762,750)	36.82 (35.12)
株式等譲渡 所得割交付金	45,000 (37,000)	0 (0)	0.00 (0.00)	労 働 費	131,704 (86,040)	56,990 (56,094)	43.27 (65.20)
法人事業税 交付金	123,000 (70,000)	77,439 (56,269)	62.96 (80.38)	農 林 水 産 業 費	1,180,217 (1,129,194)	451,326 (406,924)	38.24 (36.04)
地方消費税 交付金	1,607,000 (1,550,000)	935,928 (885,709)	58.24 (57.14)	商 工 費	4,878,464 (4,076,606)	2,933,571 (2,463,586)	60.13 (60.43)
ゴルフ場 利用税交付金	18,000 (14,000)	7,097 (6,245)	39.43 (44.61)	土 木 費	4,253,985 (4,152,927)	1,427,032 (1,505,361)	33.55 (36.25)
環境性能割 交付金	24,000 (19,000)	4,704 (5,867)	19.60 (30.88)	消 防 費	868,331 (836,026)	395,987 (395,625)	45.60 (47.32)
地方特例 交付金	60,000 (137,200)	67,033 (64,551)	111.72 (47.05)	教 育 費	3,553,228 (3,815,948)	1,438,566 (1,371,082)	40.49 (35.93)
地方交付税	6,068,549 (5,583,470)	4,021,381 (3,801,545)	66.27 (68.09)	災 害 復 旧 費	424,228 (283,458)	163,959 (13,375)	38.65 (4.72)
交通安全対策 特別交付金	11,000 (10,000)	5,326 (5,967)	48.42 (59.67)	公 債 費	3,028,433 (3,020,512)	1,467,875 (1,489,760)	48.47 (49.32)
分担金及び 負担金	35,856 (33,965)	12,521 (11,185)	34.92 (32.93)	予 備 費	10,000 (10,000)	0 (0)	0.00 (0.00)
使用料及び 手数料	446,500 (448,604)	225,338 (217,705)	50.47 (48.53)				
国庫支出金	5,763,066 (4,761,795)	932,588 (1,677,010)	16.18 (35.22)				
県 支 出 金	1,525,726 (1,454,968)	448,965 (411,764)	29.43 (28.30)				
財 産 収 入	156,377 (84,718)	51,870 (54,074)	33.17 (63.83)				
寄 付 金	205,000 (250,400)	86,411 (129,427)	42.15 (51.69)				
繰 入 金	1,384,916 (1,396,178)	0 (0)	0.00 (0.00)				
繰 越 金	1,233,126 (705,981)	1,458,522 (1,224,646)	118.28 (173.47)				
諸 収 入	3,371,291 (3,442,123)	253,788 (234,207)	7.53 (6.80)				
市 債	3,231,548 (3,653,572)	0 (0)	0.00 (0.00)				
歳 入 合 計	35,454,541 (33,387,112)	14,565,405 (14,549,380)	41.08 (43.58)	歳 出 合 計	35,454,541 (33,387,112)	15,406,344 (14,151,139)	43.45 (42.39)

2 特別会計

R4. 9. 30現在
(R3. 9. 30現在)

特別会計名	歳 入			歳 出		
	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
国民健康保険事業 特別会計	6,678,160 (6,696,496)	2,688,064 (2,666,721)	40.25 (39.82)	6,678,160 (6,696,496)	2,616,785 (2,585,771)	39.18 (38.61)
奨学資金貸与事業 特別会計	— (30,329)	— (9,061)	— (29.88)	— (30,329)	— (12,590)	— (41.51)
介護保険事業 特別会計	5,951,710 (5,883,495)	2,816,491 (2,739,575)	47.32 (46.56)	5,951,710 (5,883,495)	2,295,807 (2,306,374)	38.57 (39.20)
国民健康保険 檜川診療所事業 特別会計	35,023 (30,295)	10,826 (0)	30.91 (0.00)	35,023 (30,295)	9,328 (3,133)	26.63 (10.34)
後期高齢者医療事業 特別会計	867,818 (849,839)	397,655 (377,632)	45.82 (44.44)	867,818 (849,839)	289,400 (278,732)	33.35 (32.80)
合 計	13,532,711 (13,490,454)	5,913,036 (5,792,989)	43.69 (42.94)	13,532,711 (13,490,454)	5,211,320 (5,186,600)	38.51 (38.45)

3 水道事業会計

(1) 収益の収入及び支出（税込）

R4. 9. 30現在
(R3. 9. 30現在)

収 入			支 出				
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	1,855,528	791,769	42.67	第1款	1,607,486	306,233	19.05
水道事業収益	(1,884,255)	(802,200)	(42.57)	水道事業費用	(1,650,891)	(313,705)	(19.00)
第1項	1,624,051	774,181	47.67	第1項	1,478,474	269,314	18.22
営業収益	(1,645,782)	(781,273)	(47.47)	営業費用	(1,514,147)	(272,704)	(18.01)
第2項	231,475	17,588	7.60	第2項	128,611	36,608	28.46
営業外収益	(238,471)	(19,896)	(8.34)	営業外費用	(136,293)	(40,582)	(29.78)
第3項	2	0	0.00	第3項	401	311	77.56
特別利益	(2)	(1,031)	(51550.00)	特別損失	(451)	(419)	(92.90)

(2) 資本の収入及び支出（税込）

R4. 9. 30現在
(R3. 9. 30現在)

収 入			支 出				
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	299,959	16,035	5.35	第1款	978,119	264,309	27.02
資本の収入	(213,767)	(12,102)	(5.66)	資本の支出	(848,414)	(222,390)	(26.21)
第1項	224,100	0	0.00	第1項	586,379	70,611	12.04
企業債	(146,600)	(0)	(0.00)	建設改良費	(463,628)	(30,782)	(6.64)
第2項	1	0	0.00	第2項	391,740	193,698	49.45
固定資産売却代	(1)	(0)	(0.00)	企業債償還金	(384,786)	(191,608)	(49.80)
第3項	39,023	4,118	10.55	第3項	0	0	0.00
負担金	(42,963)	(0)	(0.00)	開発費	(0)	(0)	(0.00)
第4項	36,835	11,917	32.35				
補助金	(24,203)	(12,102)	(50.00)				

4 下水道事業会計

(1) 収益の収入及び支出（税込）

R4. 9. 30現在
(R3. 9. 30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	2,926,766	1,219,681	41.67	第1款	2,711,232	381,231	14.06
下水道事業収益	(2,906,757)	(1,211,169)	(41.67)	下水道事業費用	(2,673,115)	(374,780)	(14.02)
第1項	2,135,655	1,218,686	57.06	第1項	2,406,921	259,814	10.79
営業収益	(2,131,737)	(1,210,978)	(56.81)	営業費用	(2,350,223)	(239,611)	(10.20)
第2項	791,109	239	0.03	第2項	303,116	120,488	39.75
営業外収益	(775,018)	(191)	(0.02)	営業外費用	(322,321)	(134,869)	(41.84)
第3項	2	756	37,800.00	第3項	1,195	929	77.74
特別利益	(2)	(0)	(0.00)	特別損失	(571)	(300)	(52.54)

(2) 資本の収入及び支出（税込）

R4. 9. 30現在
(R3. 9. 30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	1,635,371	254,767	15.58	第1款	2,673,617	936,316	35.02
資本の収入	(1,949,218)	(261,273)	(13.40)	資本の支出	(3,095,549)	(1,046,393)	(33.80)
第1項	953,600	0	0.00	第1項	1,051,618	133,772	12.72
企業債	(1,206,900)	(0)	(0.00)	建設改良費	(1,483,474)	(249,305)	(16.81)
第2項	1	0	0.00	第2項	1,621,999	802,544	49.48
固定資産売却代	(1)	(0)	(0.00)	企業債償還金	(1,612,075)	(797,088)	(49.44)
第3項	375,132	254,767	67.91				
負担金	(345,007)	(261,273)	(75.73)				
第4項	306,638	0	0.00				
補助金	(397,310)	(0)	(0.00)				

5 農業集落排水事業会計

(1) 収益の収入及び支出（税込）

R4. 9. 30現在
(R3. 9. 30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	269,971	93,262	34.55	第1款	256,795	34,799	13.55
農業集落排水事業収益	(272,346)	(95,009)	(34.89)	農業集落排水事業費用	(266,069)	(34,884)	(13.11)
第1項	186,690	93,249	49.95	第1項	224,358	22,471	10.02
営業収益	(188,997)	(94,587)	(50.05)	営業費用	(231,198)	(20,684)	(8.95)
第2項	83,279	13	0.02	第2項	32,166	12,311	38.27
営業外収益	(83,347)	(164)	(0.20)	営業外費用	(34,538)	(13,869)	(40.16)
第3項	2	0	0.00	第3項	271	17	6.27
特別利益	(2)	(258)	(12900.00)	特別損失	(333)	(331)	(99.40)

(2) 資本の収入及び支出（税込）

R4. 9. 30現在
(R3. 9. 30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	72,305	36,208	50.08	第1款	164,951	81,241	49.25
資本的収入	(71,008)	(35,300)	(49.71)	資本的支出	(161,820)	(79,727)	(49.27)
第2項	1	0	0.00	第1項	2,250	286	12.71
固定資産売却代	(1)	(0)	(0.00)	建設改良費	(2,250)	(330)	(14.67)
第3項	72,304	36,208	50.08	第2項	162,701	80,955	49.76
負担金	(71,007)	(35,300)	(49.71)	企業債償還金	(159,570)	(79,397)	(49.76)

第5 監査の結果

本市は、『確かな暮らし 未来につなぐ田園都市』の実現を目指した第五次塩尻市総合計画（平成27年度～令和5年度）を策定し、「子育て世代に選ばれる地域の創造」、「住みよい持続可能な地域の創造」及び「シニアが生き生きと活躍できる地域の創造」という三つの基本戦略を掲げている。

本市の強みを最大限に生かし、暮らしやすさに磨きをかけるとともに、子育て世代とシニアをメインターゲットとした施策を基本戦略としており、行政資源を重点的に投入し、行政内の部門を超えた連携と多様な主体と協働によって、めざす都市像の実現を目指すため、市民・地域に真に必要なとされる事業を推進するものである。

この基本戦略を機軸として、3年を1サイクルとする中期戦略で、子どもを産み育てる環境の整備、産業振興と就業環境の創出、生涯現役で社会貢献できる仕組みの構築、地域ブランド・プロモーションなど10のプロジェクトを重点的に取り組むものとして、部門横断的な事業展開を推進し、重要性や緊急性の高い事業を厳選し、戦略的に取り組んでいる。

この施策や事業の推進状況を踏まえ、本年度の定期監査に当たっては、一般会計、特別会計及び公営企業会計における諸事業、工事請負費、負担金・補助及び交付金、事業委託料等の執行状況、各課等における事業課題、問題点等に着目して実施した。

本年度上半期の一般会計の歳出に係る執行率は43.45%となっており、前年同期と比べて1.06ポイント増加している。

このうち、執行率が50%以上のものは、商工費（60.13%）となっている。

その一方で、執行率が20～30%台の低いものは、総務費（32.54%）、衛生費（36.82%）、農林水産業費（38.24%）、土木費（33.55%）、災害復旧費（38.65%）となっている。この理由は、これらの歳出科目における主要な事業が、下半期に予定されているためであると考えられる。

一般会計の歳入に係る収入率は41.08%であり、前年同期と比べて2.5ポイント減少している。

このうち、自主財源である現年課税分の市税（国民健康保険税を除く。以下同じ。）の調定総額については、前年同期と比べて352,900千円増額の9,745,877千円となっている。

この主な内訳は、個人市民税が前年同期と比べて111,526千円（3.2%）増加して3,631,710千円、固定資産税が前年同期と比べて166,703千円（3.6%）増加して4,821,541千円、都市計画税が前年同期と比べて39,027千円（10.2%）増加して420,071千円、市たばこ税が前年同期と比べて22,302千円（11.5%）増加して217,086千円となっている。

市税の現年課税分の収入済額については、前年同期と比べて222,927千円（4.2%）増加して5,596,912千円となり、収納率についても、前年同期と比べて0.22ポイント増加して57.43%となっている。

令和4年9月30日現在において、市税は歳入の40.29%を占めている。下半期において、税収の確保に努めていただきたい。

国民健康保険事業特別会計の歳出に係る執行率は39.18%となっており、前年同期と比べて0.57ポイント増加している。

歳入に係る収入率は40.25%であり、こちらも、前年同期と比べて0.43ポイント増加している。

このうち、現年課税分の国民健康保険税の調定額については、前年同期と比べて31,984千円（2.40%）減少して1,298,418千円となっている。なお、現年課税分の国民健康保険税の収入済額については、前年同期と比べて10,691千円（2.83%）減少して367,321千円となっている。収納率については、前年同期と比べて0.12ポイント減少して28.29%となっている。

下半期においても、引き続き税収の確保に努めていただきたい。

介護保険事業特別会計の歳出に係る執行率は38.57%となっていて、前年同期と比べて0.63ポイント減少している。

歳入に係る収入率は47.32%であり、前年同期と比べて0.76ポイント増加している。

国民健康保険檜川診療所事業特別会計の歳出に係る執行率は26.63%となっていて、前年同期と比べて16.29ポイント増加している。

歳入に係る収入率は30.91%であり、前年同期と比べて皆増している。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出に係る執行率は33.35%となっていて、前年同期と比べて0.55ポイント増加している。

歳入に係る収入率は45.82%であり、前年同期と比べて1.38ポイント増加している。

奨学資金貸与事業特別会計については、奨学資金貸付金を一般会計において一体的に運用するため、本年度から「塩尻市奨学資金貸与事業特別会計」は廃止となっている。

水道事業会計の収益的支出に係る執行率は19.05%となっていて、前年同期と比べて0.05ポイント増加し、収益的収入に係る収入率は42.67%となっていて、前年同期と比べて0.1ポイント増加している。

資本的支出に係る執行率は27.02%となっていて、前年同期と比べて0.81ポイント増

加し、資本的収入に係る収入率は5.35%となっていて、前年同期と比べて0.31ポイント減少している。

下水道事業会計の収益的支出に係る執行率は14.06%となっていて、前年同期と比べて0.04ポイント増加し、収益的収入に係る収入率は41.67%で、前年同期と同率となっている。

資本的支出に係る執行率は35.02%となっていて、前年同期と比べて1.22ポイント増加し、資本的収入に係る収入率は15.58%となっていて、前年同期と比べて2.18ポイント増加している。

農業集落排水事業会計の収益的支出に係る執行率は13.55%となっていて、前年同期と比べて0.44ポイント増加し、収益的収入に係る収入率は34.55%となっていて、前年同期と比べて0.34ポイント減少している。

資本的支出に係る執行率は49.25%となっていて、前年同期と比べて0.02ポイント減少し、資本的収入に係る収入率50.08%となっていて、前年同期と比べて0.37ポイント増加している。

総 務 部

○ 総務人事課 (行政係・職員係)

※ 事務事業について (指導及び要望事項を含む。)

- 1 定年年齢の引き上げに関する国家公務員法及び地方公務員法の改正に伴い、地方公務員も2023年度に60歳に到達する人から、定年年齢を1歳ずつ段階的に引き上げる制度が導入される。

これに伴う、管理監督職勤務上限年齢制 (いわゆる「役職定年制」) については、組織の新陳代謝を確保し、組織力を維持するといった制度の趣旨をはじめ、年齢による役職就任制限をする合理性、能力・実績主義と役職定年となった職員の能力、経験を生かすことのできる職務の整備などの関係について総合的に検討する必要がある。

本市においても、役職定年年齢60歳を基本とする役職定年制を導入し、シニア職員がこれまでの経験やスキルを生かせるようスタッフ職として戦略的に配置するとともに、人事評価の対象としてモチベーションの向上を図れる仕組みを構築していくが、併せて今後の職員の採用については一定数の平準化を図りながら、定年延長者や会計年度任用職員等の効果的な配置を推進し、組織として生産性の向上に努めていただきたい。

- 2 複線型人事制度については、現段階では保健師等の専門職において制度導入を検討するとともに、人事評価制度については、各職位に求められる能力や役割を明確にした上で、評価項目の見直しや評価基準の明確化を図っている。

この複線型人事制度については、管理職以外の高度な専門能力・スキルを持った人材に対して「スペシャリスト」として昇格させるなどの道を作ることも可能とするものである。

この制度においては、一部の業務に特化した職員が自身のスキル・技術を効率的に高めることができることのみならず、個人の意思や希望を反映できるため、職員のモチベーションの向上が期待できるものである。

また、組織内においては、有益なノウハウが蓄積されることにより、組織としての成長が図られることにもつながる。

一方で、職種ごとに求められる能力やスキルが異なるため、評価制度が複雑にならざるを得ないことや評価の公平性を担保するのが難しくなるため、運用状況を見ながら、効果的な制度の見直しに努めていただきたい。

- 3 新型コロナワクチン接種業務や関連業務に係る部署については、正規職員を継続配置するとともに、国の財源を活用し、会計年度任用職員等の増員により体制強化を図りながら、繁忙期には全庁職員の応援体制を整え対応している。

しかしながら、依然として新型コロナウイルス感染症の終息の目途が立たない状況であるので、今後もの確かつ確実に事務を遂行するための適正な人員配置に努めていただきたい。

- 4 昨今、心身の不調を抱える職員が増加傾向にある。職員の心の健康づくりは、職員本人やその家族にとって重要な問題であるばかりでなく、市民サービスの面からも職員が高い志気を持って能力を十分に発揮し、市民に対して公務を効率的かつ的確に提供する

という観0+点からも重要な問題である。

本市においては、健康診断等の受診率向上及びメンタルヘルスカウンセリングの充実による予防策と併せて、働き方改革の推進による超過勤務時間を縮減するための対策や本年度から総務人事課に保健師を配置し、相談等ができる体制を講じてきている。

しかし、限られた人員体制の中、今後もメンタルを主とした心身の不調を訴え、休職する職員の増加が懸念される。

職員の健康管理については、プライバシーが守られ、安心して利用できるよう配慮しながら、引き続き、相談等を全職員が安心して受けられる体制の推進とともに、心の健康づくりの組織的かつ計画的な対策に取り組んでいただきたい。

なお、職員自身においても、心の健康づくりの重要性を認識し、研修を積極的に受講し、その内容の理解に努めるとともに、知識等の充実に努めるなど、自己啓発に努めていただきたい。

- 5 令和2年12月、政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

本市においては、令和3年4月の組織再編に伴い、情報政策課をデジタル戦略課に再編し、DXの推進に努めてきている。

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、行政における対面での各種会議や研修会の開催が困難になったことにより、代替手段としてインターネットを通じて会議をおこなえる「ウェブ会議システム」がクローズアップされてきている。

また、近年、「働き方改革」を推進する動きが高まり、テレワークや時差出勤といった従来とは異なる働き方をする人が増えてきている。

本市においては、各種会議や研修会においてウェブ会議システムを積極的に利用しているところであるが、職員の各種研修会において、ウェブ会議システムを利用した研修会を開催していながら、職員を会場に一堂に会する方法の研修会の開催が見受けられる。

いまだに終息が見えず長期化する新型コロナウイルス感染症の状況下においては、「三密」による感染症拡大のリスクはできるだけ回避する必要がある、基本的な感染防止策の一つであるため、職員を会場に一堂に会する方法の研修会の開催は慎重であるべきである。

「ウェブ会議システム」を利用した研修と対面型研修のそれぞれの特性を確認、場面に合わせた最適な研修方法はどちらなのかを検討するとともに、より適正で効果的・効率的な研修会の開催となるように努めていただきたい。

○ 税 務 課 (市民税係・資産税係)

※ 事務事業について (指導及び要望事項を含む。)

- 1 課税事務が専門化、多様化しているため、今後、賦課事務を適正に処理するために税務に精通した専門性の高い職員の育成を図る必要がある。
- 2 本市においては、外国語の4コマ漫画を作成し、納税通知書に同封し、外国人への租税教育を推進するとともに、小学生向け租税教育冊子を作成、市立小学校の6年生に配

布し、小学生への租税教育にも取り組んでいる。

税に興味を持つきっかけとなるような情報を提供し、次代を担う児童・生徒が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解できるよう、引き続き租税教育の充実に努めていただきたい。

○ 債権管理課 (債権管理係)

※ 事務事業について (指導及び要望事項を含む。)

- 1 市税の現年度課税分に係る 9 月末現在の調定額に対する収納率は57.43%となっている。

これを前年同期と比較すると、収納率は0.22ポイントの増加となっている。また、国民健康保険税の現年度課税分に係る 9 月末現在の収納率は28.29%となっている。これを前年同期と比較すると、収納率は0.12ポイントの減少となっている。

なお、滞納繰越分を含めた市税全体(国民健康保険税を除く)の 9 月末現在の調定額に対する収納率は56.92%となっている。これを前年同期と比較すると、収納率は0.31ポイント増加となっている。

なお、令和 4 年 9 月から生活保護返還金の徴収事務の一部を債権管理課へ移管し、効率的な徴収業務の促進及び収納率の向上に努めている。引き続き効率的な徴収業務のための債権管理の一元化を進め、更なる収納率の向上に努めていただきたい。

- 2 令和 4 年10月から、納税証明書等の郵送請求について電子申請を導入している。また、令和 5 年 1 月から窓口においてもキャッシュレス決済を導入予定である。

今後も、納税者の更なる利便性の向上及びキャッシュレス決済の推進に努めていただきたい。

○ 危機管理課 (危機管理係・消防係)

※ 事務事業について (指導及び要望事項を含む。)

現行のハザードマップは、長野県が新たに公表した情報が反映されていない状況であるため、災害時に市民が安全で適切に避難ができるようにハザードマップを更新する必要がある。災害はいつなんどき起こるか分からないので、速やかにハザードマップの更新を図り、災害時の避難体制の整備を推進していただきたい。

○ 公共施設マネジメント課

※ 事務事業について (指導及び要望事項を含む。)

未利用の市有財産については、旧桔梗ヶ原保育園の後利用が図られていない状況であ

る。

市有財産の総合的な管理・活用を推進し、将来にわたって行政サービスの維持向上が図られるよう努めていただきたい。

企 画 政 策 部

○ 企 画 課 (企画係)

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

令和6年度を始期とする第六次塩尻市総合計画においては、本年10月に新たな市長が就任し、公約などを通じて直近の市民要望などが把握されることから、現在推進している第五次塩尻市総合計画第3期中期戦略においても、今回把握した市民要望等を反映させていく事項を検討する必要がある。

○ デジタル戦略課 (DX推進係・情報システム係)

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 国が指定する26業務について、手続きのオンライン化を進める必要があるが、既存の保育園入園申請等については、マイナポータルに移行すると、逆に、利用者の利便性や業務効率が低下する可能性があることが判明した。
今後の導入方法等について、検討及び決定していく必要がある。
- 2 自治体DXの推進に関しては、国全体の変化や新しい生活様式に対応するための、「塩尻市デジタル・トランスフォーメーション戦略」に則って施策を実行していく必要があることから、庁内の業務の改善や、市民向けの新たなサービスの実装などを進める必要がある。
- 3 コロナ禍により、世の中のデジタル化が一気に進んだことに伴い、市民生活や市役所業務におけるネットワークへの依存度が急速に高まっており、ネットワークインフラの強化及び適正管理が必要である。

○ 秘書広報課 (秘書係・広報シティプロモーション係)

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 ふるさと寄附金事業に関しては、返礼品の選択や業務分担等、効果的、効率的な事業運営ができるよう、業務委託先である塩尻市振興公社と業務分担について精査する必要がある。
- 2 移住支援事業に関しては、株式会社しおじり街元気カンパニーに委託し、移住相談窓口を外部に設置しているが、効果的な事業運営につなげるためにも、更なるPRに努めていただきたい。

○ 財 政 課 （財政係・契約検査係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

本年度の上半期における財政状況は、一般会計においては、歳出に係る執行率が43.45%で、前年同期と比べて1.06ポイント増加し、歳入に係る収入率は41.08%で、前年同期と比べて2.5ポイント減少している。

また、特別会計全体においては、歳出に係る執行率が38.51%で、前年同期と比べて0.06ポイント増加し、歳入に係る収入率は43.69%で、前年同期と比べて0.75ポイント増加している。

本年度は、一般会計における収入率は前年同期比で減少し、歳出に係る執行率は前年同期比で増加した。特別会計における収入率と執行率は、前年同期比で増加となっており、財政運営全体では予算は計画的に執行されている。

しかしながら、地方分権改革の推進や少子・高齢社会に向けた介護・医療・子育て支援など、地方公共団体が担うべき役割に即した地方税財源の確保がますます重要となってくるので、財源の確保と一層の経費削減を徹底していただきたい。

市民生活事業部

○ 生活環境課（環境係・廃棄物対策係）（衛生センター）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 令和4年度事業として、塩尻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定を行っているが、2030年度までに2013年度比で57%（森林吸収を含む。）の温室効果ガスの削減を予定しているため、市民、事業者、行政が一体となって協働で取り組む必要がある。
また、塩尻市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市役所業務においては、全庁的な温室効果ガス削減に向けた取り組みを行う必要があるとともに、温室効果ガス削減に向け、更なる再生可能エネルギーの導入及び域内利用、省エネの促進、民有林を含めた森林整備など効果的な施策の展開に努めていただきたい。
- 2 高ボッチ高原の自然環境保全については、テント・タープエリア等の本格的運営が始まっているが、高ボッチ高原環境管理ガイドラインを考慮しつつ、自然環境保護とのバランスについて検討していく必要がある。
- 3 老朽化が著しい斎場については、建て替えとなると多額の費用や長い期間が必要となるため、将来を見据えた計画的な施設更新について、早期段階から継続して検討する必要がある。
- 4 東山霊園については急傾斜地にあるため、自由聖地上側の^{のり}法面崩壊による土砂崩れが懸念される。老朽化が著しい施設の修繕を含め、総合的な対策について検討する必要がある。
- 5 ごみの減量及びリサイクルの促進については、市民の3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進意識の定着による、更なるごみ総量の削減を図るとともに、廃棄物の効果的な資源化やリサイクルの方法について検討する必要がある。
また、令和4年4月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」については、国等からの情報を基に、国の施策に準じた、本市でのプラスチックの資源化に向けて、分別基準、収集方法及び収集ルートについての検討を進めていただきたい。
- 6 廃棄物処理施設の更新等については、廃棄物の安定した処理が持続できるよう、焼却施設や最終処分場について、早期から方向性を研究及び検討していく必要がある。
また、衛生センターについても、廃棄物の安定した処理が持続できるよう、今後のし尿処理施設の運営方法及び施設の更新の方向性や時期について検討していく必要がある。

○ 市民課（市民係・国保年金係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 健康保険証とマイナンバーカードの一体化により、現行の健康保険証は令和6年の秋に原則廃止となるため、マイナンバーカード取得と保険証利用登録の促進とともに、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者のうち、マイナンバーカード未取得者への対応、特に、施設入居者や長期入院中の方、高齢者や体が不自由で外出が困難な方等のマイナンバーカード申請支援及び交付方法が課題であることから、その対応について検討していく必要がある。
- 2 国民健康保険の税率については、長野県における、令和9年度を目途とした県内市町村の保険料水準等の統一に向けたロードマップである、「国民健康保険運営の中期的改革方針」の下、社会経済状況にも注視しながら、令和5年度の標準保険税率を踏まえて検討を進める必要がある。

○ 地域づくり課（地域づくり係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 地域活性化プラットフォーム事業については、地域活性化プラットフォーム事業補助金の補助対象者や補助対象となる事業、地域の目指す姿及びそこに向かうプロセスを明確にし、より地縁コミュニティの活性化につながるような制度設計に努めていただきたい。
なお、地域リーダーの発掘・育成のための研修は、引き続き公民館や社会福祉協議会等と連携し実施していただきたい。
- 2 長野県民交通災害共済については、県民交通災害共済加入用紙の配布・回収・年会費の取りまとめに対する報奨金を各区に支払って加入の促進を図っているが、加入率は減少している。
申込書の配布や会費の集金など、区役員の負担が大きいため、申請及び会費の集金方法等の電子化について、長野県民交通災害共済組合を組織する関係他市と調整を図り研究していただきたい。

健康福祉事業部

○ 福祉課（地域福祉係・生活支援係・障がい福祉係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 生活保護業務については、保護世帯が微増傾向にあり、対応に苦慮するケースや家を失った人からの相談など、初期対応に時間や手間がかかるケースが増えている。
医療費の増加なども課題であるため、被保護世帯への健康支援事業の取り組みも始まっている。生活状況や病状の把握と医療・生活面の相談・助言等は自立を図る基礎である。加えて医療扶助の適正な実施の観点からも生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組むことが重要である。業務の効果的・効率的な運用及び関係部署との連携のため、更なるデジタル化の推進に努めていただきたい。
- 2 地域福祉推進事業については、計画期間を令和6年度から令和11年度とする地域福祉計画の策定を進めているが、地域課題の抽出と今後の方向性を見出す中で、令和5年度の計画策定に向けた作業に取り組んでいただきたい。

○ 長寿課（高齢支援係・介護保険係・介護予防係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 介護サービス事業所・施設が、新型コロナウイルス感染症に加え、電気・ガス・食料品等の物価高騰等による影響を受けていることから、国等の財政支援策を適宜把握し、対象経費の物価高騰分に対して必要時にタイムリーな経済的支援ができるように努めていただきたい。
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業については、要支援認定者及び事業対象者の双方に訪問型・通所型サービスの負担金が増加しており、地域支援事業交付金の上限を上回っている状況となっている。サービス利用者の利用状況分析を行うとともに、一般介護予防事業の充実を図っていただきたい。
- 3 本市の介護保険料の賦課について、過年度更正があった場合の事務処理に誤りがあり、一部の被保険者の保険料を過大に徴収または還付していたことが判明した。
平成27年4月の介護保険法の改正により、平成27年度以降に過年度更正があった場合には、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して「2年を経過した日」以後において賦課決定をすることができないと規定されているが、この規定の「2年」を「2年度」と誤って事務処理したことで、賦課決定ができない期間の保険料についても変更等の賦課決定を行ったものである。
これは、過年度更正の賦課期限を誤って認識していたことから、賦課一括処理時にシステムから出力される対象者の一覧表にあるすべての人を賦課更正の対象と判断し、賦課更正を行っていたことに起因する。このようなミスが起きた背景として、介護保険法

改正内容の法解釈を誤って認識していたこと、システム委託業者との業務手順の情報共有不足等が挙げられる。

今後は、適正な事務処理を実施するため、同様の事象を発生させることがないよう再発防止対策に努めていただきたい。

○ 健康づくり課（健康推進係・保健予防係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 地域医療推進事業については、令和4年3月30日から国民健康保険檜川診療所を再開し、週1日（水曜日）に診療を行っているが、上半期での平均受診者数が、1日8.8人と低迷している。

今後、檜川地区の受診等に関する実態把握を行い、診療日数や診療方法など医療体制のあり方について、実情を踏まえて検討する必要がある。

少子高齢化等に伴う財政難という課題もあるが、より良い方向となるよう、慎重に検討していただきたい。

- 2 天使のゆりかご支援事業については、本市の不妊治療助成は、「所得」「年齢」「治療内容」すべてに制限はないが、助成回数は「5回」としている。

国の報告によると、「分娩割合は不妊治療6回までは回数を重ねるごとに明らかに増加する傾向」という結果があり、本市においては、令和5年度から助成期間を「5回」から「6回」へ拡大する方向で検討している。より良い事業となるように努めていただきたい。

○ 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

指導及び要望事項は特に認められなかった。

産業振興事業部

○ 先端産業振興室

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 令和4年4月の組織再編に伴い、企画政策部官民連携推進課が廃止され、産業振興事業部に先端産業振興室が新設された。
- 2 産官学民で取り組む社会課題解決事業においては、社会実装に向けた実証局面が重要となるが、実証事業に要する経費は、国のプロジェクトや交付金が主な財源であり、国の予算の動向等による不確定要素が多く、継続的な事業実施のためには、独自の財源確保の検討も必要である。

○ 産業政策課（産業政策係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 大門駐車場の改修については、建設から29年が経過し施設の老朽化が進んでいることから、大規模修繕を含めた計画的な工事の平準化が必要である。
- 2 漆器産業の振興については、漆器産業が置かれている現状の中で、将来の顧客となり得る若年層を意識した産地のブランディングを行う必要があり、新規販路の拡大や顧客獲得等を行うことが必要である。
また、減少傾向にある職人を確保するため、後継者育成及び雇用について検討が必要である。
- 3 市内企業のデジタル化等の支援については、企業を取り巻く環境は常に変化し、先行きを予測するのは困難な状況となっており、とりわけ、地域経済を支え雇用確保を担っている中小企業・小規模事業者は、厳しい経営環境に置かれている。
企業を取り巻く情勢は今後も非常に厳しいことが想定されることから、企業の経営基盤の強化、生産性の向上を推進していくための、新事業分野の開拓や設備投資・デジタル化等に係る支援策について継続して検討していく必要がある。

○ 農林課（農業振興係・農村整備係・林業振興係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 就農希望者等への支援の充実については、新規就農者の確保に向けて、引き続きJAや長野県松本農業農村支援センター、農業委員会などの関係機関と連携し、相談及び支援体制の更なる充実を図っていただきたい。

- 2 農業水利施設の計画的な更新及び農地集積に向けた農地整備事業については、市内にある農業水利施設の多くが老朽化が進行し機能低下の傾向にあり、従来型の発生修繕的な対策に加え、計画的な施設更新を行う必要がある。
限られた予算の中で、いかに効率的・効果的に施設の更新を行っていくかが課題となることから検討が必要である。
土地改良区による大規模な更新計画である、畑地帯総合整備事業洗馬妙義地区を実施しているが、他地区を含めた農地集積及び支援策についての検討が必要である。
- 3 防災重点農業用ため池の耐震性調査及び対策については、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法により、国から必要な財政上の措置が得られる令和12年度までに、防災重点農業用ため池の耐震性調査及び防災工事等を推進する必要がある。
- 4 高ボッチ高原周辺の私有林整備事業については、令和3年8月の豪雨災害により、東山ルートの通行が不可能であるため、崖の湯ルートからの木材の搬出を行っているが、当初の想定より多くの費用及び時間を要することから、搬出ルートの見直しを含め、効果的・効率的な事業推進について検討する必要がある。
- 5 松くい虫被害対策については、被害量の増加に伴い、被害森林の特定や地権者交渉に手がかかり、被害発見から燻蒸処理までに時間を要する事例が増えているが、監視体制の強化や早期駆除により被害拡大防止に努めていただきたい。
なお、市主体の取組だけでは、被害の拡大予防に限界があることから、官民連携による被害拡大防止対策について検討が必要である。

○ 観 光 課 （観光係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大により、働き方やメディアの利用方法など、ライフスタイルは大きく変化してきている。
地域産品ブランド化事業については、Withコロナ（コロナウイルスと共存する世界）において、コロナ禍におけるブランドPRについての価値観やブランドに対する捉え方は人によって違うため、新たな生活様式を取り入れながら、更なる来訪者の満足度の向上や来訪者の期待感を高めるようなイベント開催の方法について検討していく必要がある。
- 2 観光振興事業については、新たな生活様式を取り入れた事業の開催やインバウンド（訪日外国人観光）にも対応した誘客促進事業を展開していく必要があるが、今後の状況に注視しながら、観光業、旅行業への経済的支援等、効果的・効率的な対策の検討と実施が必要である。
- 3 官民連携地域活性化事業については、一時的なイベント実施とするのではなく、経済効果のみならず、社会的・文化的な効果も視野に入れたイベントとなるよう検討していただきたい。

- 4 観光施設整備事業については、経年劣化に合わせて、観光施設等の整備計画を長期的な計画により対応していく必要がある。
- 5 広域観光振興事業における誘客促進事業については、点から面への観光に誘導することにより、滞在時間の延伸や、目的の多様化による幅広い年齢層への施策の検討が必要となる。
特に、松本空港の利用はコロナ禍の影響を大きく受けているため、利用者回復に向けた誘客促進対策を検討する必要がある。

建設事業部

○ 建設課（総務管理係・建設係・維持係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 道路舗装については、舗装の劣化スピードに修繕が追いついていない状況である。
橋梁^{りょう}については、定期点検結果によりⅢ判定（早期措置段階）とされた橋（令和3年度時点31橋）の修繕を優先的に実施しているため、Ⅱ判定（予防保全段階）箇所^{箇所}の修繕が実施できていない状況である。橋梁を長寿命化していくには、早期にⅢ判定の修繕を終了させ予防保全を図っていく必要がある。
また、排水路未整備地区や老朽化に伴う機能低下箇所については、今後も継続的な排水路の整備や改修に努めていただきたい。
- 2 老朽化したインフラへの緊急的な修繕対応をはじめ、自然災害の突発的な発生に伴う対応については、迅速かつ適切な人材配置と確保が必要となる。しかしながら、それらを担う土木技師職員が少なく、土木技師の確保と年齢層の平準化が急務となっている。
全国的な課題となっているが、建設業界全体の慢性的な人材不足が続き、年齢層・経験年数に偏りが生じている。簡単には解消できない課題ではあるが、将来を見通した計画的な採用を図っていただきたい。

○ 都市計画課（計画係・整備係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

都市緑化推進事業において、開発緑地の一部については、主たる利用者となる地元区等に管理を依頼しているが、高齢化等により維持管理が困難な状況が増えている。
引き続き地元区等により維持管理を行っていただけるよう、管理しやすい開発緑地に改修・整備していく必要がある。

○ 建築住宅課（建築住宅係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

少子高齢化及び人口減少社会の進行等により、空き家が増加している。空き家等の中には、適切な管理がなされていないことから、防災、衛生、景観等の地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあり、社会的な問題となっている。
特定空き家については、所有者不明の場合の対応など、空き家等の特定が困難な場合があること等解決すべき課題が多いが、引き続き空き家等の発生抑制、管理・利活用のための適正化及び施策の総合的かつ計画的な実施に努めていただきたい。

生涯学習部

○ 社会教育スポーツ課（社会教育係・スポーツ推進係・共生推進係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、女性が抱える不安や悩みに関する相談が増加しており、DV相談など、緊急性が高く家族内の複雑な内容の相談が増えている。個々の事情に寄り添った支援につなげるため、関係部署とのより一層の連携を通じて、きめ細かい支援の提供に努めていただきたい。

○ 文化財課（文化財係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 自然博物館の移転については、新しい自然博物館の整備をしていくにあたり、施設改修及びスケジュール、展示の方針・内容などを検討する必要がある。
- 2 重要文化財小松家住宅の修理工事及び修理後の利活用について検討する必要がある。

○ 市民交流センター（市民活動支援係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 市民交流センターは、建築後約12年が経過する。施設の長寿命化を図るため、計画的な施設改修に努めていただきたい。
- 2 市民交流センターにはマナー指導員を配置しており、市民サロンなどの共用スペースの利用において、ごみの持ち帰り等が徹底された運営がなされている。引き続きマナーよく利用していただけるよう、利用者意識の向上に努めていただきたい。
- 3 協働のまちづくり推進事業においては、まちづくりチャレンジ事業補助金を受けたほとんどの団体が継続して活動している。継続して活動していける団体の育成が補助金交付の大きな目的であるので、引き続き有効な補助金の交付と団体の育成に努めていただきたい。
また、補助金交付を受けた団体と市関係部局との連携によって、団体と行政の双方において様々な相乗効果が期待できるので、団体の活動内容や状況について、市関係部局に適宜情報提供を行うとともに、連携強化に努めていただきたい。

○ 図 書 館

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 高度情報化社会において図書館は、図書館の使命である情報の体系化・整理という役割の重要性が高まってきている。
地域社会における様々な資料や情報を有効活用できるように提供することによって、市民の課題解決につながる課題解決型の図書館の推進に努めていただきたい。
- 2 新図書館システムの導入に伴い業務の効率化が期待されるが、機能強化と利便性の向上について利用者に周知するとともに、学校図書館との連携を深めつつ、課題解決型の図書館として、引き続き、新たなサービスを生み出しながら市民の課題解決につながる図書館サービスの推進に努めていただきたい。
- 3 情報の取得手段が多様化する時代において、県と市町村が共同で導入した電子ブックの有効性や可能性について、引き続き研究を進め利用促進に努めていただきたい。

○ 平出博物館

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

平出遺跡公園は年齢を問わず、見学や散策に年間約2万人の利用があるが、平出博物館への来館者は年間約6千人にとどまり、遺跡公園との連携ができていない状況である。

歴史資産への理解を深めるためにも、体験学習を含めた遺跡公園と博物館が連携した事業展開について様々な観点からの検討が必要である。

こども教育部

○ 教育総務課（教育企画係・学校運営係・学校支援係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 教育相談研究事業においては、引き続き学校運営などの支援を行うほか、不登校対応検討委員会が中心となり、不登校児童・生徒への対応強化策や、フリースクール・オンライン学習に対する出席や評価扱いの基準について検討を進めているが、各学校長の判断となっている出席や評価の基準について検討を進めていただきたい。
- 2 G I G Aスクール推進事業については、学校における I C T活用教育の推進支援を行っている。引き続きG I G Aスクール構想の推進に向けた取り組みに努めていただきたい。
- 3 「生きる力をはぐくむ」体験学習（こども未来塾）推進事業では、塩嶺体験学習の家を活用した「こども未来塾」を開講しているが、塩嶺体験学習の家の老朽化に伴い、今後の施設のあり方について検討が必要となっている。
青少年の健全育成及び自然体験による生涯学習のあり方も含め、事業を継続的に推進してくための体験学習施設の確保について検討していく必要がある。

○ 塩尻中学校

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 本年度の9月末現在の生徒数は、下表のとおりである。

学年	1年生	2年生	3年生	合計
生徒数	100人	105人	132人	337人
長期休暇生徒数	3人	1人	1人	5人

- 2 本年度の9月末現在の教職員数は、次表のとおりである。

区 分	正規職員		会計年度任用職員		合 計
		うち育休等	Ⅱ種 (月額給・旧嘱託)	Ⅲ種 (時間給・旧臨時)	
校 長	1人				1人
教 頭	1人				1人
教職員	23人	6人		1人	24人
県費講師	7人				7人
市費講師			2人		2人
事務職員	1人				1人
栄養士			1人		1人
図書館事務				1人	1人
給食調理員	1人		2人	1人	4人
合 計	34人	6人	5人	3人	42人

- 3 教職員が会計を取り扱っている団体が8団体ある。
 学年費やPTA、バザーや補助金会計等の通帳や印鑑の保管など、間違いが発生しないよう、校内でチェック体制の強化を図り、適正な管理に万全を期していただきたい。
- 4 通学路の危険箇所については、道路管理者、警察、地域等が連携して現地合同点検を行いその対策等が実施されているが、児童達への継続的な交通安全指導に努めていただきたい。
- 5 新型コロナウイルス感染症については、未だに終息の兆しが見えない中、生徒達を新型コロナウイルス感染症から守るため、日々対策に苦慮されていることと思われるが、最新の情報や留意事項を職員に提供するとともに、必要に応じて生徒や保護者に対する相談や対応に努めていただきたい。

○ こども課 (保育企画係・保育園運営係・子育て支援センター)

※ 事務事業について (指導及び要望事項を含む。)

本市のみならず、現在日本では、保育士の人材不足が深刻化している。

女性就業率の上昇などに伴い、0・1歳児を中心とした保育ニーズが増加し、受け皿としての施設が不足している。また、特にフルタイム勤務の保育士の確保が困難な状況が続いており、職員の配置に苦慮している状態である。

長時間保育利用も増加傾向にあり、長時間保育の利用環境を継続していくには、保育人材の確保が必須である。保育士を確保できるかどうかは、働く環境も重要な要因の一つと

なるため、保育園の働く環境を改善し、保育士が働きやすい職場づくりに努めていただきたい。

○ 檜川保育園

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

1 本年度の9月末現在の園児数は、次表のとおりである。

年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
園児数	1人	4人	3人	9人	3人	6人	26人

総園児数は26人で、前年度と比較すると1人（4.0%）の増加となった。なお、アレルギー対応園児数は2人である。

2 本年度の9月末現在の職員数は、次表のとおりである。

区 分	正規職員		会計年度任用職員		合 計
		うち育休等	Ⅱ種 (月額給・旧嘱託員)	Ⅲ種 (時間給・旧臨時)	
園長	1人				1人
園長代理	1人				1人
保育士	2人	1人	4人	4人	11人
保育補助員				1人	1人
合 計	4人	1人	4人	5人	14人

総職員数は14人であり、前年度と比較して増減はなかった。正規職員の比率は28.6%である。

3 保護者会費等の関係団体の会計処理については、団体の役員によって現金、預金通帳、印鑑等が管理されていて、職員は一切関与していない。

4 給食調理業務については、民間業者である㈱シダックス大新東ヒューマンサービスに委託している。

給食の食材の発注については、委託業者の担当者が行うようになっているが、食の安全確保、食育及び地産地消の視点から、今後も、園長を始めとする職員やこども課の栄養士が、業者側の担当者との連携を密にするなかで積極的に関与し、安心して安全な給食の提供、食育の情報提供に努めていただきたい。

5 新型コロナウイルス感染症については、未だに終息の兆しが見えない中、子ども達を新型コロナウイルス感染症から守るため、日々対策に苦慮されていることと思われるが、最新の情報や留意事項を職員に提供するとともに、必要に応じて子どもや保護者に対する相談や対応に努めていただきたい。

○ 家庭支援課 (家庭支援係・元気っ子・若者サポート係)

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 ひとり親家庭福祉推進事業において、子どもの貧困やひとり親家庭への貧困対策を検討する場合、ひとり親家庭は、経済的基盤が弱い状況にある中で、新型コロナウイルス感染症の影響も受けているが、「貧困」を、経済的貧困に限定して捉えるのではなく、生活困難な状況にあるひとり親世帯について、個々の実情に応じたサポート体制を充実させることが必要である。

なお、パーソナルなサポートを、地域ぐるみで担える支援組織が各地にできることが期待される場所である。

- 2 こどもの未来応援事業については、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、多くのこども食堂が活動を自粛していたが、昨年度末から、市に実施を検討する相談が寄せられ、いくつかの団体が令和4年度から事業を実施している。

拠点型のこども食堂等では必要な支援につながりづらい家庭もあることから、こども宅食といった、アウトリーチの宅配という手段を用いて、食料品や日用品等を対象の方々に届けることで、各家庭の困りごとや悩みごとをいち早く見つけ出し、適切な機関や団体につなげる事業のあり方について検討していただきたい。

なお、SNSによる相談支援及び多様なアウトリーチ型事業についての検討をしていただきたい。

水道事業部

○ 上水道課（総務係・上水道係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 水道事業においては、水道施設の老朽化や異常気象による故障や豪雨災害などの対応で、施設の維持管理に関する職員の負担が増加しているとともに、技術の継承が課題となっている。水道事業に関する専門知識と経験のある技術職員の確保や育成に努めていく必要がある。
また、適正な公営企業会計処理を継続するため、人事異動等により事務の停滞が生じないよう実務経験のある職員の確保に努めていただきたい。
- 2 上西条浄水場再構築事業については、旧配水池南側の用地を取得し、配置計画の見直しを行った。
管理棟を含めた浄水場施設は、既設管理棟・浄水池を残したまま沈殿池、ろ過池の更新をすることが可能となり、施設は北側にまとめた配置となっている。
これにより、沈殿池を更新する用地にある既設管理棟の部分撤去及び改修工事が不要となり、工期の短縮と工事費の削減が図られた。
全体の工事費は、物価高騰のあおりを受け増加が見込まれるが、引き続き健全な経営に努めていただきたい。
- 3 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝える「インボイス制度」が開始される。
上水道課では、水道料金等のインボイス発行に向けた準備をしているということだが、適正な対応に努めていただきたい。
- 4 水道事業の広域化については、施設整備水準や料金・財政の格差等の課題があり、全国的に広域化が進まない要因となっているが、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増大により、経営環境は厳しさを増しており、経営の健全化が一層求められている。広域化の必要性、実現の可能性について、引き続き検討を進めていただきたい。

○ 下水道課（下水道係）（浄化センター）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

下水道施設の更新については、管路・処理場ともに更新需要の増加が見込まれるため、塩尻市下水道事業経営戦略におけるアセットマネジメントを効率的・効果的に実践し、引き続き施設の老朽化及び自然災害等によるリスクの低減に努めていただきたい。
なお、長期的に見ると人口減少に伴う下水道使用料収入の減少が見込まれる。今後10年

間の財政収支の見通しにおいては、国庫補助金等の財源確保に努めるとともに、中長期的な視点で安定的・継続的な事業運営の推進に努めていただきたい。

そ の 他

○ 会 計 課

- ※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

指導及び要望事項は特に認められなかった。

○ 議 会 事 務 局

- ※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

指導及び要望事項は特に認められなかった。

○ 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

- ※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

令和5年4月は、統一地方選挙として、「長野県議会議員一般選挙」及び「塩尻市議会議員一般選挙」が執行される予定である。

選挙事務を遂行するための体制の整備及び的確かつ確実に事務を遂行するための適正な人員配置に努めていただきたい。

○ 監 査 委 員 ・ 公 平 委 員 会 事 務 局 （ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 書 記 ）

- ※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

指導及び要望事項は特に認められなかった。

○ 農 業 委 員 会 事 務 局

- ※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

農家の高齢化及び農家数の減少により、耕作放棄地や荒廃農地が増加しており、国はこれらの農地を農地として保全するため、農地等利用の最適化推進への取り組みを強化している。

農業委員会では、農地利用最適化推進委員を増員し、中核農家や新規就農者及び農業生産法人の育成や農地の集約を推進し、耕作放棄地及び荒廃農地の解消を図っている。

しかしながら、耕作面積が小さい農地や中山間地帯で形状が悪く収益性が低い農地は借り手や買い手がなかなか見つからないというのが現状であり、このような農地をどのように保全していくかが課題となっている。引き続き中核農家や新規就農者及び農業生産法人の育成や農地の保全を図っていただきたい。

第6 その他全庁的な監査所見

- 1 いまだに終息が見えず長期化する新型コロナウイルス感染症をめぐる状況及び課題を的確に把握し、今後想定される再流行や停滞する経済の長期化といった難局を乗り越えることができるよう対策を進める必要がある。

ウイズコロナを前提とした経済活動の正常化、景気回復が進展していくことを期待するものであるが、安全な市民生活と経済の両立を果たしていくため、行政評価により事業の廃止又は縮小など、各行政サービスの事業内容や費用対効果を十分に検証し、補助金、負担金の見直しを行うことなどにより、全庁的に効率的な予算執行を図り、引き続き健全な財政が維持できるよう努力していただきたい。

- 2 内部統制とは、組織内部において、違法行為や不正、ミスなどが生じることなく、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう各業務で所定の基準や手続きを定め、組織全体として間違いを防ぎ、組織が健全に機能するための基準や手続きを定めることである。

このことについては、これまでの監査で繰り返し述べているが、内部統制の行政における目的は「事業活動に関わる法令等の遵守」、「業務の有効性及び効率性」、「資産の保全」及び「財務報告の信頼性」である。業務上のミスはどんなに注意していても発生する可能性がある。そのために組織活動では内部統制が必要である。

統制活動とは、内部統制の基本的要素であるが、これは、市長の命令及び指示が適切に実行されることを確保するための方針や手続きであって、決裁や事務分掌など仕事に関するルールのものである。

また、適切な内部統制を整備しても、運用する職員がルールや仕組みを守ろうとしないければ、全く機能していないことと同じになる。これを有効に機能させるためには、職員が誤りやすい事案があれば、課内や部内での研修の実施、マニュアルの作成などを行い、事案を共有化することなどにより業務の効率性と有効性を高め、業務プロセスにおけるヒューマンエラーを未然に防止するといった、組織全体に内部統制を運用しようという意識が浸透することが必要不可欠となる。

総務省の地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドラインにおいては、地方公共団体における内部統制制度は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、監査制度の充実強化及び地方公共団体の長や職員等の損害賠償責任の見直し等とともに一体的に導入されるものである。人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立することが求められているとされ、令和2年4月1日から地方公共団体（都道府県及び政令指定都市は必須、その他の市町村は任意）で導入されるとされた。

改正法への形式的かつ一時的な対応を求めるわけではないが、監査委員からの指摘や懸念について、内部統制による業務の見直しのプロセスを通じて組織的に対応することとなり、結果として、監査委員は、内部統制を前提として、より本質的な監査業務に人的及び時間的資源を重点的に振り分けていくことが期待できるため、内部統制制度の導入について検討していただきたい。